

報告第1号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和元年5月14日提出

沼田市長 横山 公一

第4号

専 決 処 分 書

沼田市税条例等の一部を改正する条例について

沼田市税条例等の一部を別紙のとおり改正する。

上記、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年3月31日

沼田市長 横山 公一

沼田市税条例等の一部を改正する条例

(沼田市税条例の一部改正)

第1条 沼田市税条例（昭和29年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第16項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7

項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第30条第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第4項中「仮換地等（）」を「特定仮換地等（）」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

(沼田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 沼田市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、沼田市税条例附則第15条の次に5条を加える改正規定（同条例附則

第15条の6第2項に係る部分に限る。)中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第3条 沼田市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、沼田市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条の次に3項を加える改正規定中「次の3項」を「次の8項」に改め、同改正規定(同条第10項に係る部分に限る。)中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第12項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるものと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の

開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第3号中「3項を」を「8項に」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の沼田市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

報告第2号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和元年5月14日提出

沼田市長 横山 公一

第5号

専 決 処 分 書

沼田市都市計画税条例の一部を改正する条例について

沼田市都市計画税条例の一部を別紙のとおり改正する。

上記、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年3月31日

沼田市長 横山 公一

沼田市都市計画税条例の一部を改正する条例

沼田市都市計画税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附則第14項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の沼田市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の前日までの間における新条例附則第14項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは、「、第48項若しくは第49項」とする。

報告第3号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和元年5月14日提出

沼田市長 横山公一

第6号

専 決 処 分 書

沼田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

沼田市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

上記、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年3月31日

沼田市長 横山 公一

沼田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

沼田市国民健康保険税条例（昭和34年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第23条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の沼田市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和元年5月14日提出

沼田市長 横山公一

第7号

専 決 処 分 書

平成30年度沼田市一般会計補正予算（第9号）

平成30年度沼田市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ188,064千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,056,137千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

上記、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年3月31日

沼田市長 横山公一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		250,513	16,088	266,601
	1 地方揮発油譲与税	74,136	2,841	76,977
	2 自動車重量譲与税	176,377	13,247	189,624
3 利子割交付金		5,300	3,656	8,956
	1 利子割交付金	5,300	3,656	8,956
4 配当割交付金		16,900	2,522	19,422
	1 配当割交付金	16,900	2,522	19,422
5 株式等譲渡所得割交付金		14,000	2,155	16,155
	1 株式等譲渡所得割交付金	14,000	2,155	16,155
6 地方消費税交付金		934,992	6,587	941,579
	1 地方消費税交付金	934,992	6,587	941,579
7 ゴルフ場利用税交付金		15,000	△729	14,271
	1 ゴルフ場利用税交付金	15,000	△729	14,271
8 自動車取得税交付金		60,000	24,523	84,523
	1 自動車取得税交付金	60,000	24,523	84,523
10 地方交付税		5,998,443	168,825	6,167,268
	1 地方交付税	5,998,443	168,825	6,167,268
11 交通安全対策特別交付金		10,546	△2,138	8,408
	1 交通安全対策特別交付金	10,546	△2,138	8,408

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 使用料及び手数料		136,000	476	136,476
	1 使用料	104,571	476	105,047
14 国庫支出金		2,609,549	1,252	2,610,801
	2 国庫補助金	594,345	1,252	595,597
15 県支出金		1,808,142	△27,932	1,780,210
	2 県補助金	808,793	△27,932	780,861
16 財産収入		54,676	890	55,566
	1 財産運用収入	46,991	890	47,881
17 寄附金		38,237	7,737	45,974
	1 寄附金	38,237	7,737	45,974
18 繰入金		1,778,500	△370,257	1,408,243
	1 基金繰入金	1,752,715	△366,884	1,385,831
	2 特別会計繰入金	25,785	△3,373	22,412
20 諸収入		640,894	7,181	648,075
	5 雑入	439,066	7,181	446,247
21 市債		6,271,492	△28,900	6,242,592
	1 市債	6,271,492	△28,900	6,242,592
歳 入	合 計	27,244,201	△188,064	27,056,137

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,904,756	△38,670	5,866,086
	1 総務管理費	5,320,389	△33,609	5,286,780
	3 戸籍住民基本台帳費	164,231	△5,061	159,170
3 民生費		6,437,908	△32,161	6,405,747
	1 社会福祉費	3,258,807	△32,161	3,226,646
4 衛生費		2,686,005	△12,981	2,673,024
	1 保健衛生費	1,873,229	△6,615	1,866,614
	2 清掃費	691,472	△6,366	685,106
5 労働費		42,841	310	43,151
	1 労働費	42,841	310	43,151
6 農林水産業費		913,508	△8,728	904,780
	1 農業費	833,300	△8,068	825,232
	2 林業費	79,329	△660	78,669
7 商工費		584,899	2,000	586,899
	1 商工費	584,899	2,000	586,899
8 土木費		3,155,710	△99,987	3,055,723
	1 土木管理費	137,258	△216	137,042
	2 道路橋りょう費	997,557	△88,334	909,223
	5 住宅費	427,975	△11,437	416,538
10 教育費		4,108,094	1,576	4,109,670

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中学校費	547,145	△1,283	545,862
	6 社会教育費	815,160	2,659	817,819
	7 保健体育費	1,575,863	200	1,576,063
12 公債費		2,130,689	577	2,131,266
	1 公債費	2,130,689	577	2,131,266
歳 出	合 計	27,244,201	△188,064	27,056,137

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎等複合施設管理事業	2,208
		庁舎等複合施設整備事業	281,160
6 農林水産業費	1 農業費	被災農業者向け経営体育成支援事業	2,118
		担い手確保・経営強化支援事業	30,000
		国土調査事業	1,685
		小規模農村整備事業	14,015
		中山間所得向上支援対策事業	2,052
	2 林業費	森林整備事業	4,200
7 商工費	1 商工費	商業振興管理事業	13,500
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路台帳補正事業	93,304
		道路補修事業	8,833
		消雪施設維持管理事業	13,140
		市道万部鍛冶屋2号線外道路改良事業	9,500
	4 都市計画費	都市計画総務管理費	42,451
		都市計画区域等見直し事業	3,213
		3・3・1環状線(栄町工区)事業	5,850
		市道国立病院下原線交差点改良事業	14,441
		中心市街地土地地区画整理事業	28,042
9 防災費	1 防災費	防災管理事業	5,832
		防災システム整備事業	53,784

10 教育費	2 小学校費	冷房設備等整備事業	507,388
	3 中学校費	冷房設備等整備事業	349,999
	6 社会教育費	旧土岐邸洋館保存整備事業	129,463
	7 保健体育費	給食センター整備事業	13,640
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	土木施設災害復旧事業	8,507
計			1,638,325

第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業基盤整備事業	46,200				36,300			
農道整備事業	2,600				4,100			
林道整備事業	7,000				7,500			
道路整備事業	56,500				52,900			
住宅整備事業	236,800				219,400			

平成 3 0 年 度

沼田市一般会計補正予算（第9号）に関する説明書

添付書類

○ 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

2 歳 入

3 歳 出

○ 補正予算給与費明細書

○ 地方債の平成28年度末及び平成29年度末における現在高並びに平成30年度末における現在高の見込みに関する調書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	250,513	16,088	266,601
3 利子割交付金	5,300	3,656	8,956
4 配当割交付金	16,900	2,522	19,422
5 株式等譲渡所得割交付金	14,000	2,155	16,155
6 地方消費税交付金	934,992	6,587	941,579
7 ゴルフ場利用税交付金	15,000	△729	14,271
8 自動車取得税交付金	60,000	24,523	84,523
10 地方交付税	5,998,443	168,825	6,167,268
11 交通安全対策特別交付金	10,546	△2,138	8,408
13 使用料及び手数料	136,000	476	136,476
14 国庫支出金	2,609,549	1,252	2,610,801
15 県支出金	1,808,142	△27,932	1,780,210
16 財産収入	54,676	890	55,566
17 寄附金	38,237	7,737	45,974
18 繰入金	1,778,500	△370,257	1,408,243
20 諸収入	640,894	7,181	648,075
21 市債	6,271,492	△28,900	6,242,592
歳入合計	27,244,201	△188,064	27,056,137

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	5,904,756	△38,670	5,866,086	△5,561		961	△34,070
3 民生費	6,437,908	△32,161	6,405,747	△21,622		4,111	△14,650
4 衛生費	2,686,005	△12,981	2,673,024	959		△473	△13,467
5 労働費	42,841	310	43,151				310
6 農林水産業費	913,508	△8,728	904,780	△6,310	△9,900		7,482
7 商工費	584,899	2,000	586,899			2,000	
8 土木費	3,155,710	△99,987	3,055,723	5,854	△21,000	△180,090	95,249
10 教育費	4,108,094	1,576	4,109,670			5,736	△4,160
12 公債費	2,130,689	577	2,131,266				577
歳 出 合 計	27,244,201	△188,064	27,056,137	△26,680	△30,900	△167,755	37,271

2 歳入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	74,136	2,841	76,977	1 地方揮発油譲与税	2,841	地方揮発油譲与税
計	74,136	2,841	76,977			

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車重量譲与税	176,377	13,247	189,624	1 自動車重量譲与税	13,247	自動車重量譲与税
計	176,377	13,247	189,624			

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子割交付金	5,300	3,656	8,956	1 利子割交付金	3,656	利子割交付金
計	5,300	3,656	8,956			

(款) 4 配当割交付金
(項) 1 配当割交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 配当割交付金	16,900	2,522	19,422	1 配当割交付金	2,522	配当割交付金
計	16,900	2,522	19,422			

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金
(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 株式等譲渡所得割交付金	14,000	2,155	16,155	1 株式等譲渡所得割交付金	2,155	株式等譲渡所得割交付金
計	14,000	2,155	16,155			

(款) 6 地方消費税交付金
(項) 1 地方消費税交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方消費税交付金	934,992	6,587	941,579	1 地方消費税交付金	6,587	地方消費税交付金 社会保障財源交付金
計	934,992	6,587	941,579			Δ2,078 8,665

(款) 7 ゴルフ場利用税交付金
 (項) 1 ゴルフ場利用税交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 ゴルフ場利用税交付金	15,000	△729	14,271	1 ゴルフ場利用税交付金	△729	ゴルフ場利用税交付金
計	15,000	△729	14,271			

(款) 8 自動車取得税交付金
 (項) 1 自動車取得税交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車取得税交付金	60,000	24,523	84,523	1 自動車取得税交付金	24,523	自動車取得税交付金
計	60,000	24,523	84,523			

(款) 10 地方交付税
 (項) 1 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	5,998,443	168,825	6,167,268	1 地方交付税	168,825	普通交付税 特別交付税
計	5,998,443	168,825	6,167,268			11,134 157,691

(款) 11 交通安全対策特別交付金
(項) 1 交通安全対策特別交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 交通安全対策特別交付金	10,546	Δ2,138	8,408	1 交通安全対策特別交付金	Δ2,138	交通安全対策特別交付金
計	10,546	Δ2,138	8,408			

(款) 13 使用料及び手数料
(項) 1 使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務使用料	4,485	476	4,961	1 総務管理使用料	476	下之町駐車場使用料
計	104,571	476	105,047			

(款) 14 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	16,727	Δ5,561	11,166	1 個人番号カード交付事業費補助金	Δ5,061	個人番号カード交付事業費補助金
				2 個人番号カード交付事務費補助金	Δ500	個人番号カード交付事務費補助金
3 衛生費国庫補助金	14,181	959	15,140	1 保健衛生費補助金	959	放射線量低減対策特別緊急事業費補助金 農山漁村6次産業化対策事業補助金
						Δ1,541 2,500

4 土木費国庫補助金	301,638	5,854	307,492	3 住宅費補助金	5,854	社会資本整備総合交付金
計	594,345	1,252	595,597			

(款) 15 県支出金
(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	376,300	Δ21,622	354,678	3 福祉医療費補助金	Δ21,622	福祉医療費補助金
4 農林水産業費県補助金	378,853	Δ6,310	372,543	1 農業費補助金	Δ5,760	産地パワーアップ事業補助金 被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金
						Δ2,137 Δ3,623
				2 林業費補助金	Δ550	森林整備担い手対策事業費補助金
計	808,793	Δ27,932	780,861			

(款) 16 財産収入
(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	41,591	890	42,481	1 土地建物貸付収入	890	市有建物貸付料
計	46,991	890	47,881			

(款) 17 寄附金
(項) 1 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 商工費寄附金	103	2,000	2,103	1 商工費寄附金	2,000	玉原環境整備基金寄附金
6 教育費寄附金	211	5,737	5,948	1 社会教育費寄附金	5,737	図書購入費寄附金 72 特定遺贈寄附金 5,665
計	38,237	7,737	45,974			

(款) 18 繰入金
(項) 1 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	391,831	△186,219	205,612	1 財政調整基金繰入金	△186,219	財政調整基金繰入金
4 合併振興基金繰入金	972,944	△180,665	792,279	1 合併振興基金繰入金	△180,665	合併振興基金繰入金
計	1,752,715	△366,884	1,385,831			

(款) 18 繰入金
(項) 2 特別会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 電気事業特別会計繰入金	7,277	△3,373	3,904	1 電気事業特別会計繰入金	△3,373	電気事業特別会計繰入金
計	25,785	△3,373	22,412			

(款) 20 諸収入
(項) 5 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 雑入	161,238	3,070	164,308	1 雑入	3,070	私用電気料 水力発電の導入促進のための事業費補助金 170 2,900
9 福祉医療費返還金	6,310	4,111	10,421	1 日本スポーツ振興センター法適用返還金	1,555	日本スポーツ振興センター法適用返還金
				2 高額療養費多数該当返還金	1,945	高額療養費多数該当返還金
				3 高額介護合算療養費返還金	611	高額介護合算療養費返還金
計	439,066	7,181	446,247			

(款) 21 市債
(項) 1 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 農林水産業債	68,900	Δ7,900	61,000	1 農業債	Δ8,400	農業基盤整備事業債 農道整備事業債 Δ9,900 1,500
				2 林業債	500	林道整備事業債
5 土木債	527,300	Δ21,000	506,300	1 道路橋りょう債	Δ3,600	道路整備事業債
				3 住宅債	Δ17,400	住宅整備事業債
計	6,271,492	Δ28,900	6,242,592			

3 歳出
 (款) 2 総務費
 (項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 人事管理費	397,673	1,028	398,701				1,028	3 職員手当等	1,028	◎人事管理費 1,028 ○人事管理総務費 1,028 3 退職手当 1,028
8 企画費	198,169	△867	197,302			(繰) △575	△292	8 報償費	△402	◎企画管理事業 △575 ○市民構想会議運営事業 △575 8 講師謝礼 △240 委員謝礼 △162 9 費用弁償 △157 11 食糧費 △16
								9 旅費	△276	◎国際交流員設置事業 △169 ○国際交流員設置事業 △169 9 費用弁償 △119 18 管理用備品 △50
								11 需用費	△59	◎公開番組開催事業 △123 ○公開番組開催事業 △123 11 食糧費 △20 印刷製本費 △23
								13 委託料	△80	13 駐車場警備委託料 △80
								18 備品購入費	△50	
13 生活行政費	90,039	△1,112	88,927				△1,112	13 委託料	△1,112	◎生活行政管理事業 △1,112 ○乗合バス再編事業 △1,112 13 乗合バス路線網等再編支援業務委託料 △1,112
16 庁舎等複合施設費	3,718,894	△32,658	3,686,236			(使) 1,536 (財) 476 890	△34,194	9 旅費	△24	◎庁舎等複合施設管理事業 △5,969 ○庁舎等複合施設管理事業 △5,291 9 普通旅費 △24
								11 需用費	△5,099	11 消耗品費 △599 燃料費 △698
								12 役務費	△582	

					(諸)		13 委託料	Δ10,221	光熱水費	Δ2,042
					170		18 備品購入費	Δ16,732	12 手数料	Δ200
									通信運搬費	Δ216
									建物総合損害共済保険料	Δ58
									廃棄物処理手数料	Δ108
									13 電気設備保守点検委託料	Δ161
									清掃業務委託料	Δ260
									建物警備業務委託料	Δ925
									○下之町駐車場管理事業	Δ678
									11 消耗品費	Δ50
									光熱水費	Δ110
									修繕料	Δ518
									◎庁舎等複合施設整備事業	Δ26,689
									○庁舎等複合施設整備事業	Δ26,689
									11 消耗品費	Δ349
									印刷製本費	Δ733
									13 実施設計業務委託料	Δ235
									土地等鑑定委託料	Δ378
									新庁舎ネットワーク配線業務委託料	Δ2,970
									移転計画策定及び移転準備業務委託料	Δ5,292
									18 庁用備品	Δ10,100
									施設用備品	Δ6,632
計	5,320,389	Δ33,609	5,286,780		961	Δ34,570				

(款) 2 総務費
(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 戸籍住民基本台帳費	164,231	Δ5,061	159,170	Δ5,561 (国) Δ5,561			500	19 負担金、補助及び交付金	Δ5,061	◎戸籍住民基本台帳事業 Δ5,061 ○戸籍住民基本台帳管理費 Δ5,061 19 通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金 Δ5,061
計	164,231	Δ5,061	159,170	Δ5,561			500			

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
4 福祉医療費	470,803	Δ31,858	438,945	Δ21,622 (県) Δ21,622		4,111 (諸) 4,111	Δ14,347	12 役務費 20 扶助費	Δ472 Δ31,386	◎福祉医療費 Δ31,858 ○福祉医療費 Δ31,858 12 共同電算処理手数料 Δ107 医療費審査支払手数料 Δ365 20 福祉医療費扶助費 Δ31,386
5 国民年金費	14,802	Δ303	14,499				Δ303	13 委託料	Δ303	◎国民年金事業 Δ303 ○国民年金管理費 Δ303 13 国民年金システム改修委託料 Δ303
計	3,258,807	Δ32,161	3,226,646	Δ21,622		4,111	Δ14,650			

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 国民健康保険総務費	479,961	Δ3,673	476,288				Δ3,673	28 繰出金	Δ3,673	◎国民健康保険総務管理事業 Δ3,673 ○国民健康保険特別会計繰出金 Δ3,673 28 出産育児一時金繰出金 Δ2,960 一般会計繰出金 Δ713
7 公害対策費	46,290	Δ1,155	45,135	2,500 (国)		Δ473 (繰) Δ3,373 (諸) 2,900	Δ3,182	1 報酬 Δ53 8 報償費 Δ4 11 需用費 Δ238 12 役務費 Δ181 13 委託料 Δ324 19 負担金、補助及び交付金 Δ355		◎公害対策事業 Δ196 ○公害対策管理費 Δ196 8 騒音測定協力者謝礼 Δ4 11 修繕料 Δ11 12 公害調査手数料 Δ81 害虫防除手数料 Δ100 ◎環境対策事業 Δ959 ○環境対策管理費 Δ211 1 環境審議会委員報酬 Δ53 11 印刷製本費 Δ158 ○環境啓発事業 Δ69 11 印刷製本費 Δ69 ○再生可能エネルギー普及促進事業 Δ355 19 住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金 Δ355 ○自然エネルギー利用推進事業 Δ324 13 設計業務委託料 Δ324
9 放射性物質汚染対策費	3,999	Δ1,787	2,212	Δ1,541 (国)			Δ246	11 需用費 Δ108 12 役務費 Δ188 13 委託料 Δ1,491		◎放射性物質汚染対策事業 Δ1,787 ○放射性物質汚染対策事業 Δ1,787 11 修繕料 Δ108 12 検査手数料 Δ138 除染賠償責任保険料 Δ50

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									13 放射性物質除染作業委託料	Δ1,491
計	1,873,229	Δ6,615	1,866,614	959		Δ473	Δ7,101			

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 清掃総務費	75,720	Δ136	75,584				Δ136	9 旅費	Δ119	◎清掃総務管理費	Δ136
								14 使用料及び賃借料	Δ17	○清掃総務管理費	Δ136
										9 普通旅費	Δ119
										14 有料道路通行料	Δ17
2 塵芥処理費	511,254	Δ4,712	506,542				Δ4,712	11 需用費	Δ1,483	◎塵芥処理事業	Δ126
								12 役務費	Δ717	○塵芥処理事業	Δ126
								13 委託料	Δ2,296	12 手数料	Δ126
								14 使用料及び賃借料	Δ216	◎ごみ減量化対策事業	Δ440
										○ごみ減量化対策事業	Δ440
										11 修繕料	Δ440
										◎最終処分事業	Δ4,146
										○最終処分場管理運営事業	Δ1,850
										11 修繕料	Δ1,043
										12 車検手数料	Δ591
										14 機械借上料	Δ216
										○不燃ごみ処理事業	Δ2,296
										13 不燃ごみ処理業務委託料	Δ2,296
3 し尿処理費	104,498	Δ1,518	102,980				Δ1,518	11 需用費	Δ432	◎し尿処理事業	Δ1,518

								12 役務費	Δ1,147	○し尿処理事業	Δ1,147
								19 負担金、補助及び交付金	61	12 手数料	Δ1,147
										○公衆便所管理清掃事業	Δ371
										11 修繕料	Δ432
										19 公衆便所水道料負担金	61
計	691,472	Δ6,366	685,106						Δ6,366		

(款) 5 労働費
(項) 1 労働費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 労働諸費	32,736	310	33,046				310	19 負担金、補助及び交付金	310	◎労働管理費 310 ○子育てを応援する職場づくり支援事業 310 19 沼田市ママ・パパの子育てを応援する企業奨励金 310
計	42,841	310	43,151				310			

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3 農業振興費	95,665	Δ5,331	90,334	Δ3,623 (県)			Δ1,708	19 負担金、補助及び交付金	Δ5,331	◎農業振興促進事業 Δ5,331 ○農業振興管理事業 Δ1,053 19 農業近代化資金利子補給金 Δ728 認定農業者育成資金利子助成金 Δ325 ○被災農業者向け経営体育成支援事業 Δ4,278 19 被災農業者向け経営体育成支援事業補助金 Δ4,278
				Δ3,623						

(款) 4 衛生費 (項) 2 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
4 園芸特産振興費	133,044	Δ2,137	130,907	Δ2,137 (県) Δ2,137				19 負担金、補助及び交付金	Δ2,137	◎振興管理事業 Δ2,137 ○産地パワーアップ事業 Δ2,137 19 産地パワーアップ事業補助金 Δ2,137
6 農地費	188,473	Δ600	187,873		Δ9,900		9,300	13 委託料	Δ2,284	◎農地管理事業 Δ600 ○農地管理事業（白沢支所） Δ600 13 道路除雪作業委託料 Δ600
								15 工事請負費	1,684	◎県単独事業 ○小規模農村整備事業 13 請負・出来高設計委託料 Δ1,684 15 改修工事 1,684
計	833,300	Δ8,068	825,232	Δ5,760	Δ9,900		7,592			

(款) 6 農林水産業費
(項) 2 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 林業振興費	52,645	Δ660	51,985	Δ550 (県) Δ550			Δ110	19 負担金、補助及び交付金	Δ660	◎林業振興事業 Δ660 ○森林整備担い手対策事業 Δ660 19 森林整備担い手対策事業費補助金 Δ660
計	79,329	Δ660	78,669	Δ550			Δ110			

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
5 観光交流費	184,594	2,000	186,594			2,000 (寄) 2,000		25 積立金	2,000	◎観光交流事業 ○観光交流管理費 25 玉原環境整備基金積立金	2,000 2,000 2,000
計	584,899	2,000	586,899			2,000					

(款) 8 土木費
(項) 1 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 建築指導費	17,944	Δ216	17,728	Δ108 (国) Δ108			Δ108	13 委託料	Δ216	◎建築指導事業 ○住宅・建築物耐震改修等事業 13 木造住宅耐震診断委託料	Δ216 Δ216 Δ216
計	137,258	Δ216	137,042	Δ108			Δ108				

(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋りょう費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 道路橋りょう総務費	458,046		458,046			Δ123,570 (繰) Δ123,570	123,570			(財源振替)
2 道路維持費	442,983	Δ84,806	358,177				Δ84,806	11 需用費		◎道路除雪消雪事業 Δ84,806
								13 委託料	Δ84,806	○道路除雪事業 Δ36,200 13 道路除雪作業委託料 Δ36,200 ○道路除雪事業(白沢支所) Δ15,500 13 道路除雪作業委託料 Δ15,500 ○道路除雪事業(利根支所) Δ33,106 13 道路除雪作業委託料 Δ33,106 ○消雪施設維持管理事業 11 光熱水費 Δ156 修繕料 156
3 道路新設改良費	25,028	Δ3,528	21,500		Δ3,600		72	13 委託料	Δ3,528	◎道路新設改良事業 Δ3,528 ○市道T106号線道路改良事業 Δ3,528 13 用地測量業務委託料 Δ3,528
計	997,557	Δ88,334	909,223		Δ3,600	Δ123,570	38,836			

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 都市計画総務費	141,872		141,872			△56,520 (繰) △56,520	56,520		(財源振替)	
計	1,589,485		1,589,485			△56,520	56,520			

(款) 8 土木費
(項) 5 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 住宅管理費	427,975	△11,437	416,538	5,962 (国)	△17,400		1	13 委託料 15 工事請負費	△324 △11,113	◎市営住宅整備事業 ○多世代共生住宅整備事業 13 監理業務委託料 15 建設工事	△11,437 △11,437 △324 △11,113
計	427,975	△11,437	416,538	5,962	△17,400		1				

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 教育振興費	74,327	△1,283	73,044				△1,283	13 委託料	△1,283	◎中学校教育振興事業	△1,283

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									○沼田市中学校国際交流事業 Δ1,283 13 沼田市中学校国際交流事業委託料 Δ1,283	
計	547,145	Δ1,283	545,862				Δ1,283			

(款) 10 教育費
(項) 6 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会教育総務費	172,217	5,665	177,882			5,664 (寄) 5,664	1	25 積立金	5,665	◎生涯学習推進事業 5,665 ○市民文化活動推進事業 5,665 25 芸術文化振興基金積立金 5,665
3 図書館費	124,037	72	124,109			72 (寄) 72		25 積立金	72	◎図書資料購入事業 72 ○図書資料購入事業 72 25 図書整備基金積立金 72
4 文化財保護費	326,454	Δ95	326,359				Δ95	13 委託料	Δ87	◎文化財保護管理事業 Δ95 ○文化財保護管理費 Δ95 13 看板作製設置委託料 Δ87 19 文化財保存事業費補助金 Δ8
5 埋蔵文化財調査費	15,200	Δ2,983	12,217				Δ2,983	13 委託料	Δ2,305	◎市内遺跡発掘調査事業 Δ2,983 ○市内遺跡発掘調査事業 Δ678 14 重機械借上料 Δ678 ○沼田城遺跡発掘調査事業 Δ2,305 13 出土遺物整理業務委託料 Δ1,286
								14 使用料及び賃借料	Δ678	

										地中レーダー探査業務委託料	Δ1,019
計	815,160	2,659	817,819			5,736	Δ3,077				

(款) 10 教育費
(項) 7 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
4 給食管理費	219,411	200	219,611				200	7 貸金	200	◎給食管理事業 ○利根調理場管理費 7 臨時雇上貸金	200 200 200
計	1,575,863	200	1,576,063				200				

(款) 12 公債費
(項) 1 公債費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 元金	1,993,689	577	1,994,266				577	23 償還金、利子及び割引料	577	◎元金 ○元金 23 長期償元金	577 577 577
計	2,130,689	577	2,131,266				577				

補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位：千円)

区分	職員数	給与費							共済費	合計	備考		
		報酬	給料	期末手当 4.40月分	地域 手当	寒冷地 手当	その他 の手当	計					
補正後	長等	3人		22,656	9,365			191	393	32,605	4,554	37,159	
	議員	20	82,396		34,849					117,245	29,873	147,118	
	その他	1,573	373,041							373,041	42,087	415,128	
	計	1,596	455,437	22,656	44,214		191	393	522,891	76,514	599,405		
補正前	長等	3人		22,656	9,365			191	393	32,605	4,554	37,159	
	議員	20	82,396		34,849					117,245	29,873	147,118	
	その他	1,574	373,094							373,094	42,087	415,181	
	計	1,597	455,490	22,656	44,214		191	393	522,944	76,514	599,458		
比較	長等												
	議員												
	その他	△ 1	△ 53							△ 53		△ 53	
	計	△ 1	△ 53							△ 53		△ 53	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	() 393人		1,508,828	1,248,135	2,756,963	497,092	3,254,055	
補正前	() 393人		1,508,828	1,247,107	2,755,935	497,092	3,253,027	
比 較	()			1,028	1,028		1,028	

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特 殊 勤務手当	時 間 外 勤務手当	休 日 勤務手当
	補正後	48,434	50,455	16,052	21,049	1,832	102,256	2,506
	補正前	48,434	50,455	16,052	21,049	1,832	102,256	2,506
	比 較							
	区 分	宿日直手当	管理職員特 別勤務手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	地域手当	退職手当
	補正後	1,017	406	356,877	264,967	24,960	491	356,833
	補正前	1,017	406	356,877	264,967	24,960	491	355,805
	比 較							1,028

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う 増 減 分			
		昇給に伴う 増 加 分			
		その他の増減分			
職員手当	1,028	制度改正に伴う 増 減 分			
		その他の増減分	1,028	退職手当負担金 1,028	

地方債の平成28年度末及び平成29年度末における現在高
並びに平成30年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位：千円)

区 分	平成28年度末現在高	平成29年度末現在高	平成30年度中増減見込み		平成30年度末 現在高見込額
			起債見込額	元金償還見込額	
1 普通債	8,991,843	10,574,129	(1,296,300) 5,489,200	1,163,534	16,196,095
(1) 総務	469,380	1,992,760	(64,000) 2,887,000	129,457	4,814,303
(2) 民生	471,581	417,413		54,037	363,376
(3) 衛生	31,800	39,069	25,400	9,842	54,627
(4) 農林水産業	721,787	601,376	61,000	119,437	542,939
(5) 商工	433,130	608,640	(114,000) 48,900	28,254	743,286
(6) 土木	2,668,323	2,464,833	(76,200) 269,500	360,492	2,450,041
(7) 公営住宅	132,144	193,559	236,800	25,704	404,655
(8) 消防	305,587	364,378	176,700	52,922	488,156
(9) 教育	3,758,111	3,892,101	(1,042,100) 1,783,900	383,389	6,334,712
2 災害復旧債	10,106	9,785		9,785	
(1) 農林水産業	7,879	7,828		7,828	
(2) 土木	2,227	1,957		1,957	
3 その他	10,680,979	10,670,970	753,392	820,947	10,603,415
(1) 減税補てん債	225,651	177,496		48,683	128,813
(2) 臨時税収補てん債	13,413				
(3) 減収補てん債	26,181	15,220		7,540	7,680
(4) 臨時財政対策債	10,381,414	10,455,374	753,392	753,284	10,455,482
(5) 公債費負担対策借換債	34,320	22,880		11,440	11,440
合 計	19,682,928	21,254,884	(1,296,300) 6,242,592	1,994,266	26,799,510

※平成30年度中増減見込み欄〔起債見込額〕の()外書き数値は、平成29年度通次繰越および繰越明許費に基づく借入予定額を示す。

報告第5号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和元年5月14日提出

沼田市長 横山 公一

第8号

専 決 処 分 書
平成30年度沼田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成30年度沼田市の国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ107,273千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,930,281千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年3月31日

沼田市長 横山 公一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,348,540	△11,857	1,336,683
	1 国民健康保険税	1,348,540	△11,857	1,336,683
2 国庫支出金		1,027	△1,026	1
	1 国庫補助金	1,027	△1,026	1
3 県支出金		4,197,684	△55,289	4,142,395
	1 県補助金	4,197,683	△55,289	4,142,394
5 繰入金		464,029	△41,673	422,356
	1 他会計繰入金	424,029	△3,673	420,356
	2 基金繰入金	40,000	△38,000	2,000
7 諸収入		26,271	2,572	28,843
	1 延滞金、加算金及び過料	20,004	2,745	22,749
	3 雑入	6,266	△173	6,093
歳 入	合 計	6,037,554	△107,273	5,930,281

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		37,557	△867	36,690
	1 総務管理費	30,505	△517	29,988
	2 徴税費	7,015	△350	6,665
2 保険給付費		4,102,654	△57,190	4,045,464
	1 療養諸費	3,529,131	△45,065	3,484,066
	2 高額療養費	547,482	△6,952	540,530
	3 移送費	30	△30	
	4 出産育児諸費	21,011	△4,443	16,568
	5 葬祭諸費	5,000	△700	4,300
6 保健事業費		71,568	△812	70,756
	2 特定健康診査等事業費	44,499	△812	43,687
7 基金積立金		87,119	△10,404	76,715
	1 基金積立金	87,119	△10,404	76,715
10 予備費		40,000	△38,000	2,000
	1 予備費	40,000	△38,000	2,000
歳 出	合 計	6,037,554	△107,273	5,930,281

平成 3 0 年 度

沼田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する説明書

添付書類

○ 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

2 歳 入

3 歳 出

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,348,540	△11,857	1,336,683
2 国庫支出金	1,027	△1,026	1
3 県支出金	4,197,684	△55,289	4,142,395
5 繰入金	464,029	△41,673	422,356
7 諸収入	26,271	2,572	28,843
歳入合計	6,037,554	△107,273	5,930,281

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	37,557	△867	36,690	△1,026			159
2 保険給付費	4,102,654	△57,190	4,045,464	△52,360			△4,830
3 国民健康保険事業費納付金	1,582,444		1,582,444	△11,885			11,885
6 保健事業費	71,568	△812	70,756				△812
7 基金積立金	87,119	△10,404	76,715				△10,404
10 予備費	40,000	△38,000	2,000				△38,000
歳 出 合 計	6,037,554	△107,273	5,930,281	△65,271			△42,002

2 歳入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般被保険者国民健康保険税	1,340,585	△11,857	1,328,728	1 医療給付費分現年課税分	6,182	現年課税分
				2 介護納付金分現年課税分	△19,091	現年課税分
				3 医療給付費分滞納繰越分	△516	滞納繰越分
				4 介護納付金分滞納繰越分	△65	滞納繰越分
				5 後期高齢者支援金分現年課税分	1,968	現年課税分
				6 後期高齢者支援金分滞納繰越分	△335	滞納繰越分
計	1,348,540	△11,857	1,336,683			

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	1,026	△1,026		1 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	△1,026	国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金
計	1,027	△1,026	1			

(款) 1 国民健康保険税 (項) 1 国民健康保険税

(款) 3 県支出金
(項) 1 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険給付費等交付金	4,197,683	△55,289	4,142,394	1 普通交付金	△52,360	普通交付金
				2 特別交付金	△2,929	保険者努力支援制度 特別調整交付金分(市町村分) 県繰入金(2号分)
計	4,197,683	△55,289	4,142,394			

(款) 5 繰入金
(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	424,029	△3,673	420,356	3 出産育児一時金繰入金	△2,960	出産育児一時金繰入金
				5 職員給与費等繰入金	△853	職員給与費等繰入金
				6 その他一般会計繰入金	140	その他一般会計繰入金
計	424,029	△3,673	420,356			

(款) 5 繰入金
(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険基金繰入金	40,000	Δ38,000	2,000	1 国民健康保険基金繰入金	Δ38,000	国民健康保険基金繰入金
計	40,000	Δ38,000	2,000			

(款) 7 諸収入
(項) 1 延滞金、加算金及び過料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般被保険者延滞金	20,000	2,745	22,745	1 一般被保険者延滞金	2,745	一般被保険者延滞金
計	20,004	2,745	22,749			

(款) 7 諸収入
(項) 3 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 一般被保険者第三者納付金	1,587	193	1,780	1 一般被保険者第三者納付金	193	一般被保険者第三者納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 雑入	476	△366	110	1 療養費等の支給に係る国が支払う一部負担金等の一部に相当する額	△366	療養費等の支給に係る国が支払う一部負担金等の一部に相当する額
計	6,266	△173	6,093			

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	28,982	Δ430	28,552	Δ1,026 (国)			596	7 賃金 12 役務費	Δ86 Δ344	◎一般管理費 Δ430 ○一般管理費 Δ430 7 臨時雇上賃金 Δ86 12 共同電算処理手数料 Δ275 第三者求償事務手数料 Δ69
2 連合会負担金	1,523	Δ87	1,436				Δ87	19 負担金、補助及び交付金	Δ87	◎連合会負担金 Δ87 ○連合会負担金 Δ87 19 群馬県国保連合会負担金 Δ87
計	30,505	Δ517	29,988	Δ1,026			509			

(款) 1 総務費

(項) 2 徴税费

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 賦課徴税费	7,015	Δ350	6,665				Δ350	12 役務費	Δ350	◎賦課徴税事業 Δ350 ○賦課徴税费 Δ350 12 口座振替手数料 Δ97 コンビニ収納手数料 Δ253
計	7,015	Δ350	6,665				Δ350			

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費

(款) 2 保険給付費
(項) 1 療養諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般被保険者療養給付費	3,486,066	△44,637	3,441,429	△44,832 (県) △44,832			195	19 負担金、補助及び交付金	△44,637	◎一般被保険者療養給付費 △44,637 ○一般被保険者療養給付費 △44,637 19 一般被保険者療養給付費 △44,637
2 退職被保険者等療養給付費	10,628	187	10,815	187 (県) 187				19 負担金、補助及び交付金	187	◎退職被保険者等療養給付費 187 ○退職被保険者等療養給付費 187 19 退職被保険者等療養給付費 187
3 一般被保険者療養費	22,239	△261	21,978	△261 (県) △261				19 負担金、補助及び交付金	△261	◎一般被保険者療養費 △261 ○一般被保険者療養費 △261 19 一般被保険者療養費 △261
4 退職被保険者等療養費	142	△25	117	△25 (県) △25				19 負担金、補助及び交付金	△25	◎退職被保険者等療養費 △25 ○退職被保険者等療養費 △25 19 退職被保険者等療養費 △25
5 審査支払手数料	10,056	△329	9,727	△460 (県) △460			131	12 役務費	△329	◎審査支払手数料 △329 ○審査支払手数料 △329 12 医療費審査支払手数料 △329
計	3,529,131	△45,065	3,484,066	△45,391			326			

(款) 2 保険給付費
(項) 2 高額療養費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般被保険者高額療養費	545,891	Δ6,567	539,324	Δ6,567 (県) Δ6,567				19 負担金、補助及び交付金	Δ6,567	◎一般被保険者高額療養費 Δ6,567 ○一般被保険者高額療養費 Δ6,567 19 一般被保険者高額療養費 Δ6,567
2 退職被保険者等高額療養費	761	Δ272	489	Δ272 (県) Δ272				19 負担金、補助及び交付金	Δ272	◎退職被保険者等高額療養費 Δ272 ○退職被保険者等高額療養費 Δ272 19 退職被保険者等高額療養費 Δ272
4 退職被保険者等高額介護合算療養費	104	Δ104		Δ104 (県) Δ104				19 負担金、補助及び交付金	Δ104	◎退職被保険者等高額介護合算療養費 Δ104 ○退職被保険者等高額介護合算療養費 Δ104 19 退職被保険者等高額介護合算療養費 Δ104
5 高額医療・高額介護合算処理手数料	326	Δ9	317				Δ9	12 役務費	Δ9	◎高額医療・高額介護合算処理手数料 Δ9 ○高額医療・高額介護合算処理手数料 Δ9 12 高額医療・高額介護合算処理手数料 Δ9
計	547,482	Δ6,952	540,530	Δ6,943			Δ9			

(款) 2 保険給付費
(項) 3 移送費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般被保険者移送費	15	Δ15		(県) Δ15				19 負担金、補助及び交付金	Δ15	◎一般被保険者移送費 Δ15 ○一般被保険者移送費 Δ15 19 一般被保険者移送費 Δ15
2 退職被保険者等移送費	15	Δ15		(県) Δ11		Δ4		19 負担金、補助及び交付金	Δ15	◎退職被保険者等移送費 Δ15 ○退職被保険者等移送費 Δ15 19 退職被保険者等移送費 Δ15
計	30	Δ30		Δ26		Δ4				

(款) 2 保険給付費
(項) 4 出産育児諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 出産育児一時金	21,011	Δ4,443	16,568			Δ4,443		12 役務費	Δ2	◎出産育児一時金 Δ4,443 ○出産育児一時金 Δ4,443 12 出産育児一時金支払手数料 Δ2 19 出産育児一時金 Δ4,441
計	21,011	Δ4,443	16,568			Δ4,443				

(款) 2 保険給付費
(項) 5 葬祭諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 葬祭費	5,000	Δ700	4,300				Δ700	19 負担金、補助及び交付金	Δ700	◎葬祭費 ○葬祭費 19 葬祭費	Δ700 Δ700 Δ700
計	5,000	Δ700	4,300				Δ700				

(款) 3 国民健康保険事業費納付金
(項) 1 医療給付分

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般被保険者医療給付費分	1,076,812		1,076,812	Δ11,885 (県)			11,885			(財源振替)	
計	1,081,093		1,081,093	Δ11,885			11,885				

(款) 6 保健事業費
(項) 2 特定健康診査等事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 特定健康診査等事業費	44,499	Δ812	43,687				Δ812	9 旅費	Δ27	◎特定健康診査等事業費 ○特定健康診査等事業費	Δ812 Δ812

(款) 2 保険給付費 (項) 5 葬祭諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								12 役務費	Δ185	9 普通旅費 Δ27
								13 委託料	Δ600	12 通信運搬費 Δ135 特定健診審査支払手数料 Δ50 13 特定健診業務委託料 Δ600
計	44,499	Δ812	43,687				Δ812			

(款) 7 基金積立金
(項) 1 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 基金積立金	87,119	Δ10,404	76,715				Δ10,404	25 積立金	Δ10,404	◎基金積立金 Δ10,404 ○基金積立金 Δ10,404 25 国民健康保険基金積立金 Δ10,404
計	87,119	Δ10,404	76,715				Δ10,404			

(款) 10 予備費
(項) 1 予備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 予備費	40,000	Δ38,000	2,000				Δ38,000		Δ38,000	
計	40,000	Δ38,000	2,000				Δ38,000			

報告第6号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和元年5月14日提出

沼田市長 横山 公一

第9号

専 決 処 分 書

平成30年度沼田市介護保険特別会計補正予算（第5号）

平成30年度沼田市の介護保険特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77,487千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,533,361千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年3月31日

沼田市長 横山公一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 支払基金交付金		1,431,919	△77,487	1,354,432
	1 支払基金交付金	1,431,919	△77,487	1,354,432
歳 入	合 計	5,610,848	△77,487	5,533,361

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		4,968,245	△2,801	4,965,444
	5 高額医療合算介護サービス等費	15,000	△2,801	12,199
3 地域支援事業費		266,062	3	266,065
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	159,685	3	159,688
4 基金積立金		101,683	△74,689	26,994
	1 基金積立金	101,683	△74,689	26,994
歳 出 合 計		5,610,848	△77,487	5,533,361

平成 3 0 年 度

沼田市介護保険特別会計補正予算（第5号）に関する説明書

添付書類

○ 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

2 歳 入

3 歳 出

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 支払基金交付金	1,431,919	△77,487	1,354,432
歳入合計	5,610,848	△77,487	5,533,361

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	4,968,245	△2,801	4,965,444			△77,487	74,686
3 地域支援事業費	266,062	3	266,065				3
4 基金積立金	101,683	△74,689	26,994				△74,689
歳 出 合 計	5,610,848	△77,487	5,533,361			△77,487	

2 歳入

(款) 5 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費交付金	1,391,110	Δ77,487	1,313,623	1 現年度分	Δ77,487	支払基金交付金
計	1,431,919	Δ77,487	1,354,432			

(款) 5 支払基金交付金 (項) 1 支払基金交付金

3 歳出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 介護サービス等諸費	4,405,800		4,405,800			Δ68,057 (支) Δ68,057	68,057			(財源振替)
計	4,405,800		4,405,800			Δ68,057	68,057			

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 介護予防サービス等諸費	233,845		233,845			Δ3,613 (支) Δ3,613	3,613			(財源振替)
計	233,845		233,845			Δ3,613	3,613			

(款) 2 保険給付費
(項) 3 その他諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 審査支払手数料	4,990		4,990			(支) $\Delta 77$	77			(財源振替)
計	4,990		4,990			$\Delta 77$	77			

(款) 2 保険給付費
(項) 4 高額介護サービス等費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 高額介護サービス費	107,340		107,340			(支) $\Delta 1,658$	1,658			(財源振替)
2 高額介護予防サービス費	200		200			(支) $\Delta 3$	3			(財源振替)
計	107,540		107,540			$\Delta 1,661$	1,661			

(款) 2 保険給付費 (項) 3 その他諸費

(款) 2 保険給付費
(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 高額医療合算介護サービス費	14,700	△2,801	11,899			(支) △968 △968	△1,833	19 負担金、補助及び交付金	△2,801	◎高額医療合算介護サービス費 △2,801 ○高額医療合算介護サービス費 △2,801 19 高額医療合算介護サービス費 △2,801
2 高額医療合算介護予防サービス費	300		300			(支) △5 △5	5			(財源振替)
計	15,000	△2,801	12,199			△973	△1,828			

(款) 2 保険給付費
(項) 6 特定入所者介護サービス等費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 特定入所者介護サービス費	200,970		200,970			(支) △3,104 △3,104	3,104			(財源振替)
2 特定入所者介護予防サービス費	100		100			(支) △2 △2	2			(財源振替)
計	201,070		201,070			△3,106	3,106			

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 介護予防・生活支援サービス事業費	151,183	3	151,186				3	19 負担金、補助及び交付金	3	◎介護予防・生活支援サービス事業費 ○介護予防・生活支援サービス事業費 19 高額介護予防サービス费等相当費	3 3 3
計	159,685	3	159,688				3				

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 基金積立金	101,683	△74,689	26,994				△74,689	25 積立金	△74,689	◎基金積立金 ○介護給付費準備基金積立金 25 介護給付費準備基金積立金	△74,689 △74,689 △74,689
計	101,683	△74,689	26,994				△74,689				

報告第7号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和元年5月14日提出

沼田市長 横山 公一

第10号

専 決 処 分 書
平成30年度沼田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度沼田市の下水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

上記、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年3月31日

沼田市長 横山 公一

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 公共下水道事業	維持管理費	18,177
計			18,177

報告第8号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和元年5月14日提出

沼田市長 横山 公一

第11号

専 決 処 分 書
平成30年度沼田市電気事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度沼田市の電気事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,058千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,069千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年3月31日

沼田市長 横山公一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 発電事業収入		19,012	1,058	20,070
	1 発電事業収入	19,012	1,058	20,070
歳 入 合 計		29,011	1,058	30,069

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		2,777	△1,080	1,697
	1 事業費	2,777	△1,080	1,697
2 基金積立金		8,992	5,511	14,503
	1 基金積立金	8,992	5,511	14,503
3 諸支出金		7,277	△3,373	3,904
	1 繰出金	7,277	△3,373	3,904
歳 出 合 計		29,011	1,058	30,069

平成 3 0 年 度

沼田市電気事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書

添付書類

○ 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

2 歳 入

3 歳 出

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 発電事業収入	19,012	1,058	20,070
歳入合計	29,011	1,058	30,069

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 事業費	2,777	△1,080	1,697			△1,080	
2 基金積立金	8,992	5,511	14,503			4,700	811
3 諸支出金	7,277	△3,373	3,904			△2,562	△811
歳 出 合 計	29,011	1,058	30,069			1,058	

2 歳入

(款) 1 発電事業収入

(項) 1 発電事業収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 太陽光発電事業収入	19,012	1,058	20,070	1 太陽光発電売電収入	1,058	太陽光発電売電収入
計	19,012	1,058	20,070			

(款) 1 発電事業収入 (項) 1 発電事業収入

3 歳出

(款) 1 事業費

(項) 1 事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 太陽光発電事業費	2,777	Δ1,080	1,697			Δ1,080 (発)		11 需用費	Δ1,080	◎太陽光発電施設管理事業 Δ1,080 ○太陽光発電施設管理事業 Δ1,080 11 修繕料 Δ1,080
計	2,777	Δ1,080	1,697			Δ1,080				

(款) 2 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 基金積立金	8,992	5,511	14,503			4,700 (発)	811	25 積立金	5,511	◎基金積立金 5,511 ○基金積立金 5,511 25 電気事業基金積立金 5,511
計	8,992	5,511	14,503			4,700	811			

(款) 3 諸支出金
(項) 1 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 繰出金	7,277	Δ3,373	3,904			Δ2,562 (発)	Δ811	28 繰出金	Δ3,373	◎繰出金 Δ3,373 ○繰出金 Δ3,373 28 一般会計繰出金 Δ3,373
計	7,277	Δ3,373	3,904			Δ2,562	Δ811			

報告第9号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和元年5月14日提出

沼田市長 横山 公一

第12号

専 決 処 分 書

平成31年度沼田市一般会計補正予算（第1号）

平成31年度沼田市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,055千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,576,079千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年4月1日

沼田市長 横山公一

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入	款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金			2,796,081	22,055	2,818,136
		2 国庫補助金	764,068	22,055	786,123
歳 入	合 計		24,554,024	22,055	24,576,079

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		6,386,717	22,055	6,408,772
	1 社会福祉費	3,186,649	22,055	3,208,704
歳 出 合 計		24,554,024	22,055	24,576,079

平成 3 1 年 度

沼田市一般会計補正予算（第1号）に関する説明書

添付書類

○ 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

2 歳 入

3 歳 出

○ 補正予算給与費明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	2,796,081	22,055	2,818,136
歳入合計	24,554,024	22,055	24,576,079

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民生費	6,386,717	22,055	6,408,772	22,055			
歳 出 合 計	24,554,024	22,055	24,576,079	22,055			

2 歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	93,388	22,055	115,443	4 社会福祉総務費補助金	22,055	プレミアム商品券発行事業費補助金
計	764,068	22,055	786,123			

3 歳出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	285,947	22,055	308,002	22,055 (国)						◎プレミアム商品券発行事業 22,055 ○プレミアム商品券発行事業 22,055 3 時間外勤務手当 1,000 4 社会保険等事業主負担金 (臨時職員分) 300 7 臨時雇上賃金 4,500 11 消耗品費 100 12 通信運搬費 2,132 13 電算業務委託料 8,773 販売業務委託料 5,000 14 パソコンリース料 200 コピー機借上料 50
計	3,186,649	22,055	3,208,704	22,055						

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	() 392人		1,539,740	1,177,593	2,717,333	501,051	3,218,384	
補 正 前	() 392人		1,539,740	1,176,593	2,716,333	501,051	3,217,384	
比 較	()			1,000	1,000		1,000	

職員手当の内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特 殊 勤務手当	時 間 外 勤務手当	休 日 勤務手当
	補 正 後	48,732	50,238	16,275	20,533	1,800	110,767	2,596
	補 正 前	48,732	50,238	16,275	20,533	1,800	109,767	2,596
	比 較						1,000	
内 訳	区 分	宿日直手当	管理職員特 別勤務手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	地域手当	退職手当
	補 正 後	1,025	1,006	362,051	262,098	24,386	758	275,328
	補 正 前	1,025	1,006	362,051	262,098	24,386	758	275,328
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う 増 減 分			
		昇給に伴う 増 加 分			
		その他の増減分			
職員手当	1,000	制度改正に伴う 増 減 分			
		その他の増減分	1,000	時間外勤務手当 1,000	

議案第49号

沼田市税条例の一部を改正する条例について

沼田市税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年5月14日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市税条例の一部を改正する条例

第1条 沼田市税条例（昭和29年法律第20号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

第2条 沼田市税条例の一部を次のように改正する。

附則第15条の2を附則第15条の2の3とし、附則第15条の次に次の2条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（日本赤十字社の所有する3輪以上の軽自動車に対する軽自動車税の環境性能割の非課税の範囲の特例）

第15条の2の2 市長は、当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、日本赤十字社が所有する3輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、県が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定めるもの

に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和元年10月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の沼田市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）
	送付	送付又は沼田市税条例の一部を改正する条例（令和元年条例第 号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定によ

	る改正前の沼田市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付
--	---

3 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 第2条の規定による改正後の沼田市税条例の規定は、附則第1条ただし書に規定する施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。